

もんじゅ隧道内光ケーブルの修繕

仕 様 書

令和6年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅ

管理課

仕 様 書

1. 件 名 もんじゅ隧道内光ケーブルの修繕

2. 目 的 もんじゅ隧道内に敷設されている光ケーブルが害獣により損傷し、一部回線が不通となっているため、これを更新する。
また再発防止のため、ケーブルを保護する配管を設置する。

3. 作業場所 福井県敦賀市白木1丁目
日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門
高速増殖原型炉もんじゅ

4. 納 期 令和7年2月28日(金)

5. 仕様 光ケーブル SM 24 芯テープ 1,200m
難燃 FEP 管 N-FEP-30 930m

6. 契約内容 (1) ケーブル保護配管の設置
(2) 新規ケーブル敷設
(3) ケーブルの端末処理
(4) 既設ケーブル撤去
(5) その他、(1)～(4)に付随する作業

7. 共通支給品 (1) 電力、用水その他作業に当たって必要な物品は供給可能な範囲で、無償にて支給する。
(2) 貸与品は特になし。

8. 共通遵守事項 (1) 本作業の実施に当たり、現場の状況に応じて設置場所等の変更が必要とされる場合には、発注者と協議の上、その決定に従うものとする。
(2) 受注者の施設における作業においては、原子力機構が定める規則・手続き等を踏まえ、発注者の了解を得た上で作業に着手・終了するものとする。
なお、受注者は、現場作業前においては作業予定内容と作業従事者、作業終了時においては作業実績を発注者に報告しなければならない。
(3) 受注者は、発注者の指示・要請があった場合、当該作業に必要な打ち合わせ等に参加しなければならない。
(4) 受注者は、本契約の実現に当たり、より良い方法・手段がある場合には、

自らの責任により立案・計画・提案し、発注者の了解を受けてこれを実現することができる。

- (5) 作業中に発見された不具合については作業報告書に記載するとともに、対策を行った場合はその対策内容も作業報告書に記載する。
- (6) 作業に伴い発生する廃棄物等は受注者が自らの責任により処理する。

- 9. 提出書類
 - (1) 保安教育計画書（様式1） 1部（作業開始前）
※作業員全員が保安教育受講済の場合は不要
 - (2) 入所時保安教育講師経歴書（様式2） …… 1部（作業開始前）
※作業員全員が保安教育受講済の場合は不要
 - (3) 保安教育記録（様式3） …………… 1部（作業開始前）
 - (4) リスクアセスメント記録表 …………… 1部（作業開始前）
 - (5) 現場作業責任者認定証（協力会社） …… 1部（作業開始前）
 - (6) 作業体制図 …………… 1部（作業開始前）
 - (7) 作業完了報告書（写真付） …………… 1部（作業終了後）
 - (8) その他原子力機構が必要と認めた書類

- 10. 検 収 原子力機構監督箇所立会のもと、目的のとおり修繕が行われ、提出書類が全て提出された事をもって検収とする。

- 11. 協 議 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構監督員の指示に従うものとする。ただし、重要な事項については、機構と協議の上、その決定に従うものとする。

- 12. 監督箇所 日本原子力研究開発機構
敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ 管理課

- 13. グリーン購入法の推進
 - (1) 本契約においてグリーン購入法に適用する環境物品が発生する場合はそれを採用する。
 - (2) 本仕様で定める提出図書（納入印刷物）に作成に当たってはグリーン購入法の基本方針に定める「紙類」を使用すること。

- 14. そ の 他 受注者が機構所有の設備及び備品に損傷を与え、又は紛失、不具合、事故等を発生させた場合は、理由の如何を問わず、受注者の責任において完全に修復しなければならない。

以 上



